

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

庄の原苑ショートステイサービスセンター

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4470101058 号)

(令和 6 年 9 月 1 日 現在)

当施設はお客様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 温寿会
法人所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
代表者氏名	理事長 井上 修二
設立年月	平成 7 年 7 月 28 日

2. 利用施設

施設の種類	指定短期入所生活介護施設
施設目的	要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護サービスを提供する。
施設の名称	庄の原苑ショートステイサービスセンター
施設所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地 (〒870-0876)
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
施設長氏名	石井 宏治
施設運営方針	「明るく、暖かく、愛を持って、安全に」をモットーに処遇する。
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
入所定員	8 人

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として2人～4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	面積(m ²)	1人当たり面積(基準面積)	備考
2人部屋	1室	20.4	(4.95)	10.2
4人部屋	1室	34.8	(〃)	8.7
1人部屋	2室	32.0	(10.65)	16.0
合計	4室	87.2		
食堂		216.63		共用
機能訓練室		55.30		共用
浴室		82.7		共用 特殊浴槽
医務室		36.0		共用

※ 上記は厚生省が定める基準により指定短期入所生活介護施設に設置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たってお客様に特別なご負担はいたしません。

★居室の変更：お客様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、お客様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、お客様と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

職種	常勤・非常勤の別	指定基準
施設長	常勤 1名	1名
管理者	常勤 1名	1名
生活相談員	常勤 2名 / 非常勤 1名	1名
介護職員	常勤 27名 / 非常勤 3名	24名
看護職員	常勤 3名 / 非常勤 1名	4名
機能訓練指導員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
管理栄養士	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
※ 調理員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
介護支援専門員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
医師	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名

当施設職員は特別養護老人ホーム庄の原苑職員と兼務になります。

※ 給食は業務委託、()は兼務

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週：毎週 月曜日及び金曜日 14時00分～16時00分
管理者	昼間：8時30分～17時30分 1名
生活相談員	昼間：8時～17時00分 1～2名
介護支援専門員	昼間：8時～17時00分 1名
機能訓練指導員	昼間：8時30分～17時30分 1名
介護職員	昼間：8時～17時00分 1名
	昼間：7時00分～16時 3～4名
	8時30分～17時30分 4名
	10時00分～19時 3～4名
看護職員	夜間：16時30分～9時30分 4名
	昼間：7時30分～16時30分 1名
	8時00分～17時00分 1名
	9時15分～18時15分 1名
(日曜日、祝日及び年末年始を除く。)	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、お客様に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の金額をお客様に負担いただく場合</p> |
|---|

があります。

(1) サービス内容

食 事	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では栄養士（管理栄養士）のたてる献立表により、栄養並びにお客様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 お客様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望の場所にて食事を取っていただくことができます。また、1人で食べられない方には食事介助並びに食後の口腔衛生のお手伝いをいたします。 食事時間：朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：17時15分～ 時間外でも個々の状況に応じて対応します。
-----	---

入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は週2回以上といたします。ただし、身体の状態に応じ清拭となる場合があります。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。 ・入浴介助や洗髪、整容をいたします。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄介助をいたします。 ・排泄の自立を促すため、お客様の身体能力を最大限活用した援助をいたします。 <p>※おむつ代は介護保険給付のなかに入っています。</p>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練員により、心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日及び金曜日に医師による健康診断を行います。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員による介護や日常生活等についての相談を行います。
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会をはじめ四季折々の各種行事やミニドライブなどを催します。また、カラオケ、生花、書道、陶芸教室などのサークル活動を定期的に開催します。ただし、参加費等個人負担が必要な場合もあります。

<サービス利用料金>

※ 法改正等により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更いたします。

※ 一定以上所得がある方の介護保険自己負担割合が2割、もしくは3割へ変更となる場合があります。

負担割合については毎年7月に交付される「介護保険負担割合証決定通知証」に記載されておりますので各事業所の担当までご確認ください。

<サービス利用料金>単位：円／1日当たり（2割）（3割）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	4,510	5,610	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
介護保険からの給付	4,059	5,049	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
自己負担(1割)	451	561	603	672	745	815	884
自己負担(2割)	902	1,122	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
自己負担(3割)	1,353	1,683	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 (12) (18)						
機能訓練体制加算	12 (24) (36)						
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	算定なし		13 (26) (39)				
送迎加算 (片道)	大分市街地及び大分西部地区 (碩田、上野が丘、王子、大分西、南大分、城南、植田東、植田西、賀来) への送迎を行った場合 184 (368) (552)						
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 14%						
療養食加算	医師の指示 (食事箋) に基づく腎臓食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた際に 加算 1食につき 8 (16) (24) 単位						

※平成 30 年 4 月より従来型個室利用の料金と多床室利用の料金が同一となりました。

<食事料金・居室料金について>

利用者負担限度額・第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の 1 日当たりの負担限度額は下記のとおりです。

	食費の負担限度	滞在費の負担限度	
		多床室	個室
標準負担額	1,445 円 朝食 313 円 昼食 537 円 夕食 505 円 おやつ 90 円	915 円	1,231 円
利用者負担第 1 段階	300 円	0 円	380 円
利用者負担第 2 段階	600 円	430 円	480 円
利用者負担第 3 段階①	1,000 円	430 円	880 円
利用者負担第 3 段階②	1,300 円	430 円	880 円

- ※ お客様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。(特別な事情がある場合は、ご相談下さい。)
要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更いたします。
- ※ ご利用を受け個室利用になる場合には事前に担当ケアマネージャにご連絡いたします。
- ※ ショート送迎途中、公共機関や病院等、その他店等に立ちよる事は、介護保険法により禁じられていますので、ご了承ください。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がお客様の負担となります。

項目	内容	利用料金
医療・お薬代	・ 当苑受診。他の医療機関受診料・お薬代	要した費用の実費
理容・美容	・ 理容師や美容師の出張によるサービスをご利用した場合	要した費用の実費
特別な食事	・ お客様の希望により特別な食事を注文した場合	要した費用の実費
複写物の交付	・ お客様は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費をご負担いただきます。	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費	・ 個人の使用する日常生活品(衣類、上靴、洗面衛生具等)はお客様にご負担いただきます。	
お客様の移送に係る費用	・ 緊急時の受診を除き、私用の外出及び受診の際は、介護タクシー等の使用をお願い致します。	介護タクシー利用の場合は実費
退所していただく場合にもかかわらず、居室が空け渡されない場合	・ お客様が退所していただく場合にもかかわらず、居室を空け渡されない場合等には、本来の退所していただく日から現実に居室が空け渡された日までの期間に係る料金を負担していただきます。	①お客様の要介護度に応じた介護報酬の金額 ②お客様が要介護認定で自立と判定された場合は、直近の要介護度に応じた介護報酬の金額

- ※ 利用料をいただく事態が生じた場合は、その都度お客様に了解をいただき定めることといたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算いたします。複数月にまたがって入所される場合の途中月に関しましては、月末ごとに料金・費用を計算し請求します。毎月10日から15日の間にご請求いたしますので、下記のいずれかの方法にて、翌月20日までにお支払い下さい。(※手数料はお客様負担とさせていただきます。)

① 当事業所に直接支払う。
② 口座振替(毎月27日に預金口座より自動引き落とし)
③ 下記指定口座への振込み。
大分銀行 賀来支店 口座番号 普通 416869
口座名義 特別養護老人ホーム庄の原苑
苑長 石井 宏治

6. 入所中の医療提供について

(1) 当苑にもクリニックが併設されていますが、ご利用者様は日頃よりご自宅にて掛かり付けの医療機関があると思います。ショートステイ利用中突発的な受診等が必要な場合につきましては、まず掛かり付けの医療機関での対応とさせていただきます。

特にご希望がない場合にはどの医療機関でも受診可能ですが、当事業所の下記協力医療機関において受診や入院治療を受ける事ができます。

*受診時にはご家族様の意向で医療の方針が決まる医療機関が多く、またご自宅のご様子を伺う場合もありますので、ご家族様同伴とさせていただきます。

※ショート利用中、定时薬の処方の為の受診・定期的な検診等は医療保険と介護保険の算定理由で(同時には行なえない)行えませんので、ご了承ください

	名 称	所 在 地	診 療 科
協 力 医 療 機 関	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市 566-3	内科、外科他
	大分ユニオン歯科	大分市4 田中町 11-2 大栄ビル 103	歯科
	訪問歯科ゆうあい 歯科	大分市寺崎町 1-2-29	歯科

7. 緊急時の対応

お客様に容体の変化等があった場合は、医師、救急隊及びご家族等へ連絡し必要な措置を講じます。

医 師 氏 名 井上 修二 大分市大字荏隈 1790 番地 1
連 絡 先 庄の原クリニック T E L 097-573-6645
F A X 097-573-6689

ご 家 族 氏 名 (続 き 柄)

連 絡 先

自 宅 番 号

携 帯 番 号

⑩

8. 利用の中止、利用途中での退所について

お客様の都合で、利用予定日の前日までに申し出がなくサービスの利用を中止された場合、取消料として当日の利用料金の50%をお支払いいただくことがあります。

また、お客様がサービスを利用している期間中でもサービスの利用を中止することができます。この場合すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただくこととなります。

9. 契約の終了事由

お客様または事業者が以下のような事由が生じた場合、継続してサービスを利用することができなくなり本契約は終了するものとします。

- ① 要介護認定によりお客様の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 当事業所に対応できない医療行為が必要になった場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所施設の滅失や重大な毀損により、お客様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ お客様から解約の申し出があった場合
- ⑦ お客様が死亡した場合
- ⑧ 事業者から解約の申し出を行った場合

(1) お客様からの契約解除

お客様は、14日以上予告期間をおいて文書により事業者へ通知することにより、この契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合は、文書により通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他入所を継続しがたい重大な事由が認められる場合⑥ 他の利用者がお客様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない理由がある場合には、14日以上予告期間をおいて文書により通知することにより本契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合は、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① お客様が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合② お客様によるサービス利用料金が1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合③ お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合④ お客様が病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 |
|---|

10. 身体拘束について

当施設では、ご利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、ご利用者に対して隔離・身体拘束等の、その他の方法によりご利用者の行動は制限しません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に各専門職で会議を開き必要性等の検討し、その後検当内容・目的・理由・身体拘束時間・期間等をご利用者・御家族へ説明し同意後実施することを厳守します。

1 1. 虐待防止及び人権の擁護について

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止の為、

- (1) 事業者に対する研修
- (2) ご利用者及びご家族からの苦情受付体制の整備
- (3) 虐待防止責任者の選定

を行っております。

1 2. 業務継続計画の策定について

指定短期入所生活介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとする。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所における 苦情の受付窓口	苦情受付窓口（担当者）
	職名 事務長 氏名 田崎 友子 毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分 (祝祭日、年末年始を除く)

※ ご意見・ご要望箱を当事業所玄関・2階東非常口の内側に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

大分市役所 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号：534-6111 FAX：548-5387
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館内 電話番号：534-8470 FAX：537-8652
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号：558-0300 FAX：558-6001

(3) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所における 相談窓口	虐待（苦情）相談窓口（担当者）		
	氏名	井口 知美	
	毎週	月曜日～金曜日	8時～17時30分

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護

庄の原苑ショートステイサービスセンター

説明者職名

氏 名

印

_____と社会福祉法人温寿会は運営する特別養護老人ホーム庄の原苑ショートステイサービスセンターが、提供する指定介護老人福祉施設サービスについての説明を受け、これに同意し、指定介護老人福祉施設サービスの提供及び契約をします。

上記の契約を証する為本書2通を作成し利用者又は利用者代理人（身元引受人）と事業者が記名押印した上で各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者氏名

氏 名

印

利用者代理人(身元引受人)

氏 名

印

事業者 社会福祉法人 温寿会
特別養護老人ホーム庄の原苑

(所在地) 大分市大字荏隈字庄ノ原 1798 番地

(代表者)

理事長

井上 修二

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規程及び大分市条例に基づき、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。大切に保管して下さい。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 二階建（耐火建築）新築部鉄骨造 二階建
建物の延べ面積	3 6 3 4. 9 m ²
入所定員	78名
併設事業	当施設では、次の事業を併設しています。 [訪問介護] 平成12年3月3日指定 大分市4470101066号 [認知症対応型通所介護事業所] 平成11年4月1日指定 大分市4470101074号 [通所介護] 平成12年3月3日指定 大分市4470101074号 [短期生活介護] 平成12年3月3日指定 大分市4470101058号 [居宅介護支援事業] 平成11年8月31日指定大分市4470101066号 [認知症対応型共同生活介護事業] 平成18年2月17日指定 大分市4470104060号
施設の周辺環境	九州高速道大分インターチェンジに近接した市街地の高台に位置し、緑豊かな自然環境に恵まれた施設として評価が高い。

2. サービス提供における事業者の義務

当施設はお客様に対するサービスの提供に当たって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <p>① お客様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</p> <p>② お客様の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携してお客様から聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。</p> <p>③ お客様に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>④ お客様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、お客様又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急止むを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。</p> <p>⑤ 事業者・サービス従事者・従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たお</p> |
|--|

お客様又はそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

(守秘義務の順守)

ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合、又はお客様が他施設へ移られる場合には、当該医療機関等にお客様の心身等の情報を提供します。